

江 別 市

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年10月

北海道江別市



## 目次

第1 計画の基本事項.....	1
1 作成の趣旨.....	1
2 作成の過程.....	1
3 内容・位置付け.....	2
4 対象とする疾患.....	2
5 見直し.....	2
第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針.....	3
1 新型インフルエンザ等の特徴.....	3
2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略.....	3
3 計画における発生段階の取扱い.....	4
4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	6
5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	8
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等.....	9
7 対策推進のための役割分担.....	11
8 市行動計画の主要7項目.....	13
第3 各段階における対策.....	22
1 未発生期.....	22
2 海外発生期.....	27
3 国内発生早期.....	31
4 国内感染期.....	40
5 小康期.....	49
(参考) 用語解説.....	53

## 第 1 計画の基本事項

### 1 作成の趣旨

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。国では、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があるとしています。

このため、国では、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めた新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）を制定したものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図ることとしています。

そこで、市では、特措法及び感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備え、市全体の態勢を整備するため、江別市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成することとしました。

### 2 作成の過程

政府は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日。以下「政府行動計画」という。）を作成しました。北海道は、特措法第7条に基づき、政府行動計画を基本とし、北海道新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年10月31日。以下「道行動計画」という。）を作成しました。

市は、特措法第8条に基づき、道行動計画の考え方を踏まえ、以下の手順により市行動計画を作成しました。

(1) 江別医師会からの意見聴取

特措法第8条第7項に基づき、江別医師会において医学等の専門家からの意見聴取

(2) 江別市民健康づくり推進協議会での検討

江別市民健康づくり推進協議会において専門家からの意見聴取

(3) 江別市新型インフルエンザ等庁内連絡会議での検討

(4) パブリックコメントにより市民からの意見聴取

### 3 内容・位置付け

市行動計画は、特措法第8条に基づき、江別市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や市が実施する措置等を示すもので、道行動計画に基づくものです。

病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものです。

### 4 対象とする疾患

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりです。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### 5 見直し

市は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて市行動計画の見直しを行います。

また、政府行動計画及び道行動計画の見直しがあった場合には、適時適切に見直しを行います。

## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の特徴として以下のように示しています。

- (1) 発生の予知が困難であり、阻止が不可能であること。
  - ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
  - ・また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。
- (2) 国民の生命・健康や生活・経済全体に大きな影響を与えかねないこと。
  - ・長期的には多くの国民が罹患する。
  - ・患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関のキャパシティを超えてしまう。
  - ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、国民の生命・健康や生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

したがって、市の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて、対策を講じていく必要があります。

### 2 新型インフルエンザ等対策の目的と戦略

市は、次の2点を主たる目的として対策を進めます。

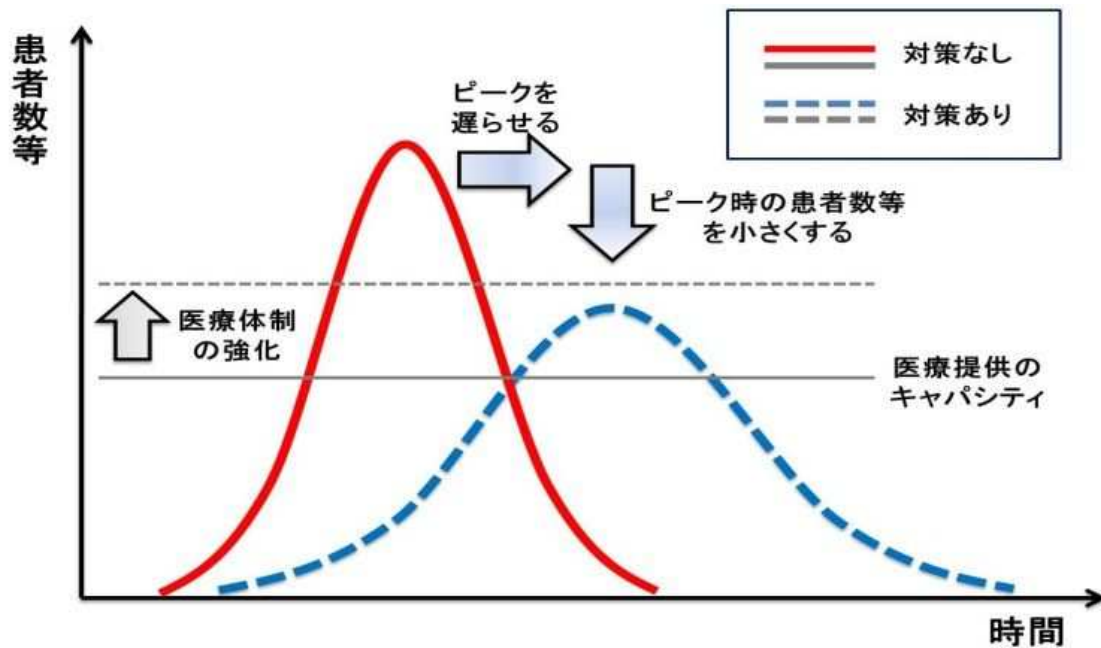
#### **(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。**

- ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備のための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、患者が適切な医療を受けられるようにします。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

#### **(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにします。**

- ・地域での感染拡大防止策等を行い、患者や欠勤者の数を減らします。
- ・事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務並びに市民生活及び市民経済の安定に関係する業務の維持に努めます。

<対策の効果 概念図>



### 3 計画における発生段階の取扱い

#### (1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定することとしています。

地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、医療提供や感染拡大防止対策等について、柔軟に対応する必要があることから、北海道は地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、北海道が判断することとされています。

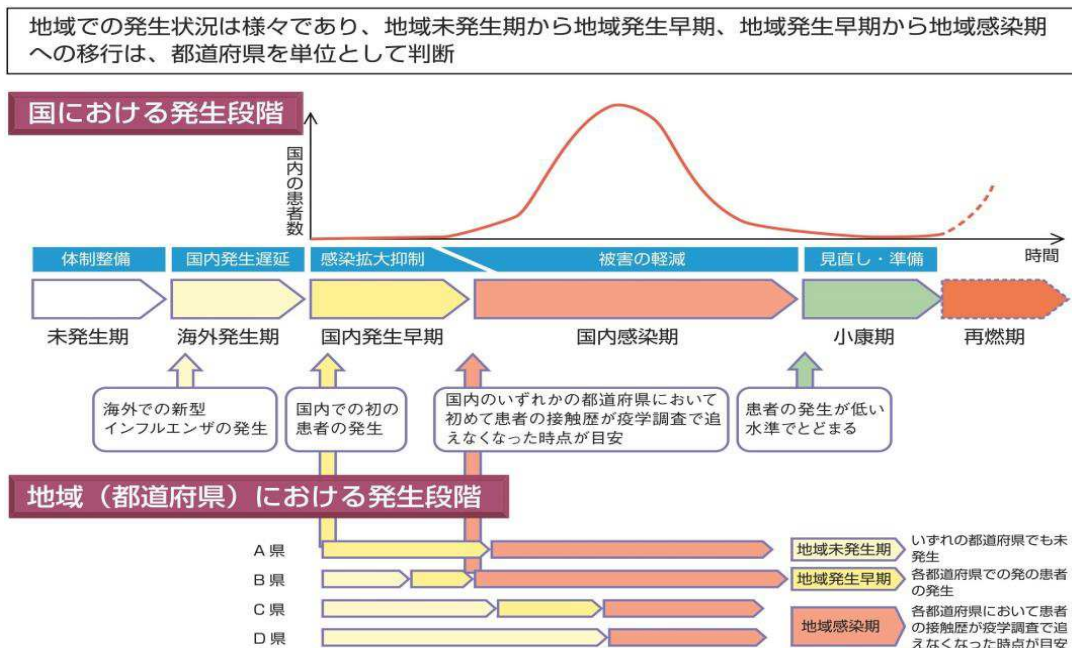
市においては、市行動計画で定めた対策を国や北海道が定める5つの発生段階に応じて実施します。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、政府対策本部が緊急事態宣言を行った場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要です。

(2) 発生段階

発生段階	状 態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態）
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>





## 4 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

### (1) 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置くとともに、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねません。

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合も含め、様々な病原性、発生段階、状況変化等にも対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

そこで、市においては、科学的知見及び国、北海道の対策も視野に入れながら、市の地理的な条件、社会状況、医療体制等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととし、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立します（具体的な対策については、「第3 各段階における対策」にて発生段階毎に記載します。）。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等で記載するものうちから、実施すべき対策が決定されます。そして、北海道ではそれらの対策を踏まえて、北海道が実施すべき対策が決定されます。市としては、これらの内容に基づき、市が実施すべき対策を決定します。

国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施しますが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとします。

また、状況の進展に応じて、必要性が低下した対策については、その縮小・中止を図るなど見直しを行います。

事態によっては、地域の実情等に応じて、北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるように努め、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行います。

### (2) 発生段階に応じた対応

#### ア 未発生期

- ・地域における医療体制の整備、ワクチンの接種体制の整備、市民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要です。

#### イ 海外発生期

- ・速やかに、対策実施のための体制に切り替えます。
- ・病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を

策定することが重要です。

#### ウ 国内発生早期

・患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛要請やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等について、北海道に協力する等、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じます。

#### エ 国内感染期

・国、北海道、事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がありますが、社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されます。あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられるため、社会の状況を的確に把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められます。

### (3) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが重要です。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が、自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策の実施について積極的に検討することが重要です。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があり、それを許容すべきことを市民に呼びかけることも必要です。

### (4) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、北海道、市、指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や食料品・生活必需品等の備蓄などの準備を行うことが必要です。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となります。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS（重症急性呼吸器症候群）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要です。

## 5 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備えるとともに、発生した時には、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、国、北海道、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すこととします。この場合において、次の点に留意します。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、北海道が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等（特措法第31条）、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用制限等の要請等（特措法第45条）、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用（特措法第49条）、緊急物資の運送等（特措法第54条）、特定物資の売渡しの要請等（特措法第55条）において、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなるよう要請します。

また、北海道に協力して、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たって、市民の権利と自由に制限を加えざるを得ない場合は、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されています。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であり、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でも特措法に定める措置を講ずるというものではないことに留意する必要があります。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

江別市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は、政府対策本部、道対策本部、他市町村の対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

また、市対策本部長は必要に応じて、北海道対策本部長に対し、新型インフルエンザ等対策に関する所要の総合調整を行うよう要請します。

### (4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、及び公表します。

## 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### (1) 被害想定のお考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳（せき）といった初期症状や飛まつ感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的には季節性インフルエンザと共通の特徴を有していると考えられますが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念されます。

市行動計画の作成に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置きますが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要です。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能です。

そこで市行動計画を作成するに際しては、政府行動計画に掲載されている現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として被害想定しました。

### (2) 感染規模の想定

国が示している想定を基に、江別市の人口比（約0.096%）で感染規模を算出すると、全国、北海道及び江別市の被害想定は次のようになります。

#### ア 医療機関を受診する患者数

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、全国では約1,300万人～約2,500万人、北海道では約55万9千人～約107万5千人、江別市では約1万2千人～約2万4千人と推計されます。

#### イ 入院患者数及び死亡者数

##### (ア) 中等度（アジア・インフルエンザ並みの致命率0.53%）の場合

・入院患者数（上限）：全国約53万人、北海道約2万3千人、江別市約500人

・死亡者数（上限）：全国約17万人、北海道約7千人、江別市約160人

##### (イ) 重度（スペイン・インフルエンザ並みの致命率2.0%）の場合

・入院患者数（上限）：全国約200万人、北海道約8万6千人、江別市約1,920人

・死亡者数（上限）：全国約64万人、北海道約2万8千人、江別市約610人

#### ウ 入院患者の発生分布（全人口の25%が罹患し、流行が8週間続く場合）

##### (ア) 中等度の場合（流行発生から5週目）

・ 1日当たりの最大入院患者数：全国約10.1万人、北海道約4千3百人、江別市約100人

(イ) 重度の場合（流行発生から5週目）

・ 1日当たりの最大入院患者数：全国約39.9万人、北海道約1万7千人、江別市約380人

〈新型インフルエンザ患者数の試算〉

	江別市		北海道		全 国	
医療機関を受診する患者数	約1万2千人～ 約2万4千人		約55万9千人～ 約107万5千人		約1,300万人～ 約2,500万人	
病原性の程度	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
入院患者数	約500人	約1,920人	約2万3千人	約8万6千人	約53万人	約200万人
死亡者数	約160人	約610人	約7千人	約2万8千人	約17万人	約64万人
1日当たり最大入院患者数	約100人	約380人	約4千3百人	約1万7千人	約10.1万人	約39.9万人

・ 江別市の数字は、国勢調査（H22）の人口により、国の行動計画の被害想定を基に試算

・ 全国及び北海道の数字は、それぞれ政府行動計画及び道行動計画による。

【留意点】

この推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要があります。

また、被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて国や北海道に準じて見直しを行います。

未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされたところから、そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛まつ感染、接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

(3) 社会への影響に関する想定

政府行動計画では、新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定されるとしています。

・ 国民の25%程度が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患します

り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰します。

・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積って5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定されます。

## 7 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するため、政府行動計画に基づき、各関係機関は次の役割を担うこととされています。

### (1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます（特措法第3条第3項）。

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておきます。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きながら、対策を進めます。

### (2) 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

### 【北海道の役割】

北海道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断と対応に努めます。

### 【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、北海道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

#### (3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の作成や地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めるものとします。

#### (4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法第3条第5項に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### (5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます（特措法第4条第3項）。

#### (6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められます。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます（特措法第4条第1項及び第2項）。

## (7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます（特措法第4条第1項）。

## 8 市行動計画の主要7項目

道行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である感染拡大を可能な限り抑制し、道民の生命及び健康を保護すること及び道民生活及び道民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを達成するための基本的な方針について、実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、予防・まん延防止、医療、道民生活・道民経済の安定の6項目に分けて計画を立案しています。市においては、予防接種について市が実施主体となることから、予防・まん延防止の項目をまん延防止に関する措置と予防接種に分け、主要7項目として以下に示します。

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに記述しますが、横断的な留意点等については、以下のとおりです。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあるため、危機管理の問題として取り組む必要があります。

このため、市は、国、北海道、他市町村、事業所等と相互に連携を図り、一体となった対策を進めるよう努めます。

新型インフルエンザ等が発生する前において、新型インフルエンザ等庁内連絡会議の枠組み等を通じ、事前準備の進捗を確認し、庁内関係部局間等の連携を確保しながら、庁内が一体となった取組を推進するとともに発生時に備えた準備を進めます。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合は、北海道新型インフルエンザ等対策本部設置にあわせ、必要に応じて条例に基づき市長を本部長とする江別市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、庁内関係部局が一体となった対策の推進に努めます。

さらに、国において、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認めて特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、必要な措置を講



じます。

新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、発生時には、北海道と連携して、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取します。

## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要です。

市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## (3) 情報提供・共有

### ア 情報提供・共有の目的

市の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、北海道、市、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各人間でのコミュニケーションが必須となります。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する必要があります。

### イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がいのある方など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速な情報提供に努めます。

### ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供するよう努めます。こうした適切な情報提供をとおして、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要であります。特に、児童、生徒等に対しては、学校等は、集団感染が発生しやすいなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要です。

### エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

#### ① 発生時の情報提供

市は、新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

市民に提供する情報の内容においては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要であり、また誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要があります。

市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス（SNS）等の活用や自治会など地域と連携した体制を推進し、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行います。

さらに、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要です。

#### ② 市民の情報収集の利便性向上

政府行動計画では、国は、国民の情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置するとしていることから、市としても市民の情報収集の利便性の向上のため、国が設置するサイトを活用します。

また、市民から寄せられる問い合わせに対応するため総合的な相談窓口を設置します。

#### オ 情報提供体制

市は、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築するとともに、国及び北海道が行う情報提供に合わせ、市民に対し、適切な情報提供に努めます。

提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要であり、また、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講ずるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に生かしていきます。

#### (4) まん延防止に関する措置

##### ア まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせる行いますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済

活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

## イ 主なまん延防止対策

### ① 個人における対策

北海道では、道内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行います。市は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力するとともに市民に対しては、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行います。市は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

### ② 地域・職場における対策

道内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施します。

北海道では、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等（特措法第45条第2項及び第3項）を行います。市は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## (5) 予防接種

### ア 基本的な考え方

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類があります。

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

市は、国及び北海道と連携し、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめ、また、市内における医療やライフライン等社会機能維持のため、特措法第28条に基づく特定接種や特措法第46条又は予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項に基づく住民への予防接種を行います。

なお、新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載しています。

## イ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいいます。

### 【対象者】

- ① 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### 【接種順位】

国は、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本としています。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合の接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項については、国の基本的対処方針により決定されることとなります。

### 【接種体制】

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなります。市職員等については、市が実施主体となるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ります。

登録事業者のうち国民生活及び国民経済安定分野の事業者については、接種体制の構築が登録要件とされています。

## ウ 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種が行われることとなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなります。

政府行動計画では、住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本としております。事前に下記のような基本的な考え方を整理されていますが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報をもとに接種順位を政府対策本部が決定するとしています。

### 【対象者の区分】

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

### 【接種順位】

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられますが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、政府行動計画では、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定します。

#### 1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

#### 2) 国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定）  
①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
（医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）  
①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者

#### 3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

#### 【接種体制】

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、市は医療関係者の協力の下、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。

### エ 留意点

危機管理事態における特定接種と住民接種の2つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において、その際の医療提供、国民生活及び国民経済の状況など総合的に判断し、決定されることから、国の動向等に十分留意します。

### オ 医療関係者に対する要請

国及び北海道は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）をします。（特措法第31条第2項及び第3項並びに第46条第6項）市は、市における状況に鑑み、必要がある場合は北海道に意見を述べるものとします。

## (6) 医療

### ア 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、市内の社会、経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関において診療継続計画を作成するなど、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要です。

### イ 発生前における医療体制の整備

市は、医師会、薬剤師会、医療機関等の関係者と密接に連携を図りながら、北海道が行う地域の実情に応じた医療体制の整備に対し、必要に応じて協力します。

### ウ 発生時における医療体制の維持・確保

新型インフルエンザ等の国内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに、

感染対策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させます。

また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元するよう努めます。

新型インフルエンザ等の治療は、市内で新型インフルエンザ等が広がる前の段階までは北海道が帰国者・接触者外来を設置して診療を行います。新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全ての医療機関において、院内感染防止策を講ずる必要があります。市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含め全ての医療機関に対し、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努めるよう要請します。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行います。

北海道は帰国者・接触者相談センターを設置し、その周知を図るとともに、帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか帰国者・接触者相談センターから情報提供を行います。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替えます。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ります。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、北海道及び市を通じた連携だけでなく、江別医師会、薬剤師会等の関係機関とのネットワークの活用が重要です。

## エ 医療関係者に対する要請・指示

北海道知事は、新型インフルエンザ等の患者に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる（特措法第31条）ため、市は、必要に応じて北海道に要請等を行うよう求めるものとします。

## (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くとされています。また、本人や家族のり患等により、市民生活及び市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあります。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、北海道、市、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特

措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要です。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対しては、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品等の備蓄に努めることを啓発するとともに、市内の事業者に対し、職場における感染対策等の事前の準備を呼びかけていく必要があります。



### 第3 各段階における対策

新型インフルエンザ等の対策は、感染の段階に応じて対応が異なることから、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、市行動計画の主要7項目について、個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施します。

なお、対策の実施方法等については、国が別に定めるガイドラインを参考にします。

#### 1 未発生期

概要
<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li> <li>・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li> </ul>
<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 発生に備えて体制の整備を行う。</li> <li>2) 国、北海道との連携の下、発生の早期確認に努める。</li> </ol>
<p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国や北海道等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進します。</li> <li>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行います。</li> </ol>

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 市行動計画等の作成

市は、特措法の規定に基づき、道行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画等を作成し、必要に応じて見直します。

##### (1)-2 体制の整備及び国・北海道との連携強化

① 市における取組体制を整備・強化するために、江別市新型インフルエンザ等庁内連

絡会議の枠組み等を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた対策を進めます。

- ② 市は、国、北海道、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努めます。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、国、北海道等から新型インフルエンザ等の対策等に関する情報を収集します。

### (2)-2 通常のサーベイランス

- ① 市は、国及び北海道が実施するサーベイランスについて、北海道等と連携してこれらの情報を収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- ② 市は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、ホームページ、広報等を利用し、分かりやすい情報提供を行います。
- ② 市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図ります。

### (3)-2 体制の整備等

- ① 市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制の整備に努めます。
- ② 市は、国、北海道、関係機関との情報共有を行う体制の構築に努めます。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時に市民からの相談に応じるため、市は、国からの要請に基づいて、相談窓口を設置する準備を進めます。

## (4) まん延防止に関する措置

### (4)-1 個人における対策の普及

- ① 市は、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの発症が疑わしい場合は、北海道が設置した帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないように努めます。

に不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

- ② 市は、北海道の要請に基づく新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請についての理解・促進を図ります。

#### (4)-2 地域対策・職場対策の周知

- ① 市は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を行います。
- ② 北海道は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行うこととしていることから、市は、必要に応じてこれに協力します。

#### (4)-3 水際対策への協力

市は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、国、北海道等との連携強化に努めます。

## (5) 予防接種

#### (5)-1 ワクチンの供給体制

北海道は、国からの要請を受けて、道内においてワクチンを円滑に流通できる体制の構築に努めることから、市は、その動向の把握に努めます。

#### (5)-2 基準に該当する事業者の登録

- ① 市は、国からの要請に基づき、登録事業者に対する登録作業に係る周知等について、適宜、協力します。
- ② 市は、国からの要請に基づき、国が実施する登録事業者の登録業務について、適宜、協力します。

#### (5)-3 接種体制の構築

##### (5)-3-1 特定接種

市は、特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制の構築に努めます。

##### (5)-3-2 住民接種

- ① 市は、国及び北海道の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、原則として集団的接種により住民接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図ります。
- ② 市は、国及び北海道から技術的な支援を受けて、あらかじめ市町村間で広域的な

協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努めます。

- ③ 市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、江別医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

#### (5)-4 情報提供

市は、国から提供される新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図るよう努めます。

## (6) 医療

#### (6)-1 地域医療体制の整備

- ① 市は、北海道等からの要請に応じ、地域医療体制の整備に関する対策等に適宜、協力します。
- ② 市は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議及び確認を行うよう努めます。

#### (6)-2 国内感染期に備えた医療の確保

- ① 市は、北海道等からの要請に応じ、地域感染期に備えた医療の確保対策等に適宜、協力します。
- ② 市は、国、北海道等からの要請があった場合、地域感染期における救急機能を維持するための方策として、救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう努めます。

#### (6)-3 研修・訓練等

市は、北海道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練などの取組等に適宜、協力します。

#### (6)-4 医療資器材の整備

市は、北海道等からの要請に応じ、医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の整備について、必要に応じて行います。

#### (6)-5 患者の移送体制の整備等

市は、北海道等からの要請に応じ、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制の整備等に適宜、協力します。

**(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

## (7)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、国からの要請に基づき、北海道と連携して、地域感染期における高齢者、障がいのある方等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するよう努めるとともに、その具体的手続等について検討します。

## (7)-2 火葬能力等の把握

北海道では、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。市は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## (7)-3 物資及び資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄又は施設及び設備の整備に努めます（特措法第10条）。

## (7)-4 食料品、生活必需品の備蓄等

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市民に対して、家庭内での感染対策や食料品、生活必需品等の備蓄に努めることを啓発します。

## 2 海外発生期

概要
<p>【状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態</li> </ul>
<p>【目的】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ol>
<p>【対策の考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い可能性が高いですが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、国、北海道と連携しながら強力な措置をとることとします。</li> <li>2) 対策の判断に役立つため、国、北海道等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行います。</li> <li>3) 国、北海道等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促します。</li> <li>4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備に努めます。</li> </ol>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 体制強化等

- ① 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国及び北海道の動向を見極めながら必要な情報収集に努めるとともに、必要に応じ、新型インフルエンザ等庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行い、初動体制等について協議します。
- ② 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合で、特措法第15条第1項及び第22条第1項の規定により、政府及び北海道が対策本部を設置したときは、必要に応じて市長を本部長とする市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針（特措法第18条）及び北海道が決定する対処方針に基づく、地域における必要な対策について協議します。

## (1)-2 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

市は、海外において発生した新型インフルエンザ等について、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断され、感染症法等に基づく各種対策を実施することとした場合は、国及び北海道の対策に準じ必要な措置を講じます。

**(2) サーベイランス・情報収集**

## (2)-1 サーベイランス・情報収集

北海道では、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行います。市は、北海道等と連携してこれらの情報を収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## ① 道内サーベイランスの強化等

- ・北海道は、引き続きインフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施します。

- ・北海道は、国の対策に準じ、道内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑いのある患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始します。

- ・感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化します。

## ② 情報収集

- ・病原体に関する情報

- ・疫学情報（症状、症例定義、致命率等）

- ・治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

**(3) 情報提供・共有**

## (3)-1 情報提供

① 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、市のホームページ等を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行います。

② 市は、情報の提供に当たっては、情報の集約・整理・一元的な発信に努めるとともに、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部が調整します。

## (3)-2 情報共有

市は、国や北海道、関係機関等との双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、対策の理由、プロセス等の情報の共有をメール等により行います。

### (3)-3 相談窓口の設置

- ① 市は、国からの要請に基づき、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、国が作成したQ & A等を参考としながら、適切な情報提供に努めます。
- ② 相談窓口等に寄せられる問い合わせの内容を、適宜、国及び北海道に報告するとともに、次の情報提供に反映するよう努めます。

## (4) まん延防止に関する措置

### (4)-1 感染対策の実施

市は、市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促します。

### (4)-2 国内での感染拡大防止策の準備

北海道は、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進めることから、市は、これらの情報を収集するとともに、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## (5) 予防接種

### (5)-1 接種体制

#### (5)-1-1 特定接種

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定するとしています。また、特定接種の総枠、その対象及び順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定めることとしています。

市は、これらのことを踏まえ、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

#### (5)-1-2 住民接種

- ① 市は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始した時



には、国と連携して、接種体制の準備を行います。

- ② 市は、国の要請を受け、市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本とし、具体的な接種体制をとれるよう準備を行います。

#### (5)-2 情報提供

市は、国、北海道等と連携して、国が行う予防接種のワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制等に関する情報提供に協力します。

## (6) 医療

#### (6)-1 医療機関等への情報提供

市は、国等が示す新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に資する情報等について、適宜、医療機関及び医療従事者に対して周知します。

#### (6)-2 帰国者・接触者相談センターの設置

- ① 北海道は、国からの要請に基づき、帰国者・接触者相談センターを設置します。
- ② 市は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知します。

#### (6)-3 医療体制の整備

- ① 市は、北海道が行う帰国者・接触者外来の整備に適宜、協力します。
- ② 市は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、江別医師会等の協力を得て、市内の医療機関において、院内感染対策を講ずるよう要請します。
- ③ 市は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに江別保健所（保健福祉事務所）に連絡するよう要請します。

## (7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

#### (7)-1 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請し、必要な普及啓発に努めます。

#### (7)-2 遺体の火葬・安置

市は、北海道等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

### 3 国内発生早期

概要
<p><b>【状態】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</li> <li>・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</li> </ul> <p>(地域未発生期) 北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>(地域発生早期) 北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p>
<p><b>【目的】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> <li>3) 患者に適切な医療を提供する。</li> </ol>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 感染拡大を止めることは困難ですが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行います。国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったときは、国及び北海道と連携しながら、積極的な感染拡大防止策等を講じます。</li> <li>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行います。</li> <li>3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施します。</li> <li>4) 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。</li> <li>5) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。</li> </ol>

#### (1) 実施体制

##### (1)-1 実施体制の強化

市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、国が決定した国内での感染拡大防止対策等に関する基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議又は新型インフルエンザ等庁内連絡会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行います。

## (1)-2 対処方針の変更

市は、国の基本的対処方針及び北海道の対処方針の変更が行われた場合は、その内容を確認するとともに、医療機関、事業者及び市民に広く周知するよう努めます。

## (1)-3 緊急事態宣言が出された場合の措置

- ① 市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、北海道に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、道行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施します。
- ② 市は、緊急事態宣言が出された場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置します。

## &lt;補足&gt;

- ① 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び概要が示されます。  
区域については、都道府県の区域を基に、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定します。なお、全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考えられます。

**(2) サーベイランス・情報収集**

## (2)-1 サーベイランス・情報収集

北海道では、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行います。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

- ① サーベイランスの強化等
  - ・北海道は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生 of 把握の強化を実施します。
  - ・北海道は、国が実施する新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力し、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報の迅速な提供に努めます。
- ② 情報収集
  - ・北海道は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性、安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集します。
- ③ 調査研究
  - ・北海道は、発生した道内患者について、初期の段階には、国と連携しながら、積極的疫学調査を実施し、感染経路、感染力、潜伏期間等の情報を収集・分析します。

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ① 市は、北海道等と連携して、市民に対して、道内外での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。また、ホームページの内容等について随時更新します。
- ② 市は、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知します。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供します。
- ③ 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、北海道や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安や心配などの解決のための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映します。
- ④ 市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整します。

#### (3)-2 情報共有

市は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と現場の状況把握を行います。

#### (3)-3 相談窓口の体制充実・強化

市は、国からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制の充実・強化に努めます。

### (4) まん延防止に関する措置

#### (4)-1 感染対策の実施

市は、引き続き市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するように促します。

#### (4)-2 感染拡大防止策

- ① 北海道では、国と連携し、感染症法に基づき、保健所（保健福祉事務所）において、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行います。市は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

- ② 市は、北海道等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨します。また、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ③ 市は、北海道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じて示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。
- ④ 市は、北海道等と連携し、公共交通機関事業者等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染予防策を講ずるよう要請します。
- ⑤ 市は、国からの要請に基づき、北海道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策が強化されるよう努めます。

#### (4)-3 緊急事態宣言が出された場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、北海道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じます。

- ・外出自粛の要請に係る周知

北海道が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図るよう努めます。

- ・施設の使用制限の要請に係る周知

北海道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

- ・職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

北海道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

(緊急事態宣言が出された場合において、北海道が必要に応じて講ずる措置)

・道は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定め、生活維持に必要な場合を除いてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。政府行動計画では、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられるとしています。

・道は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措法施行令」という。）第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

・道は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。同項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。同項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

## (5) 予防接種

### (5)-1 特定接種

市は、国及び北海道と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。

### (5)-2 住民接種

- ① 住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定しますので、市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する住民接種を開始します。
- ② 市は、接種の実施に当たり、国及び北海道と連携して、保健センター・学校など公的施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として市内に居住する者を対象に集団的接種を行います。

### (5)-3 情報提供

市は、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者、接種順位、接種体制等といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行います。

## (5)-4 緊急事態宣言が出された場合の措置

市は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

**(6) 医療**

## (6)-1 医療

北海道では、医療に関して医療体制の整備、医療機関等への情報提供、医療機関・薬局における警戒活動などの対策を行います。市は、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## ◆北海道の取組

## ① 医療体制の整備

・北海道は、国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有するものに係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き、継続します。

また、国の要請に基づき、患者等が増加してきた段階において、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行します。

## ② 患者への対応

・北海道は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行います。この措置は、病原性が低いことが判明しない限り実施することとします。

・北海道は、国と連携し、必要と判断した場合に、北海道立衛生研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行います。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行います。

・北海道は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく暴露したのものには、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導します。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送します。

## ③ 医療機関等への情報提供

・北海道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

- ④ 抗インフルエンザウイルス薬
  - ・北海道は、国内感染期に備え、引き続き、国と連携しながら各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請します。
- ⑤ 医療機関・薬局における警戒活動
  - ・医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、国から北海道警察に対し、必要に応じた警戒活動等を行うよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

## **(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

### (7)-1 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な要援護者について、要援護者や医療機関等から要請があった場合には、国及び北海道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行います。

### (7)-2 事業者の対応

市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を実施するよう要請します。

### (7)-3 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者として適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

### (7)-4 遺体の火葬・安置

市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

### (7)-5 緊急事態宣言が出された場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じます。

#### (7)-5-1 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。



## (7)-5-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、国、北海道において把握した事業者のサービス提供水準に係る状況について、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があり、それを許容すべきことを呼びかけます。

## (7)-5-3 生活関連物資等の価格の安定等

市は、市民の生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

(緊急事態宣言が出された場合において、北海道が必要に応じて講ずる措置)

- ・事業者の対応等

指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始します。

- ・電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、市町村、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

- ・運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

- ・サービス水準に係る道民への呼びかけ

道は、国と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、道民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

- ・緊急物資の運送等

① 道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。

② 道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。

③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、北海道は、必要に応じ、国と連携しながら指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示します

。

・生活関連物資等の価格の安定等

道及び市町村は、道民生活及び道民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じ、道民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

・犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国から北海道警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

## 4 国内感染期

概要
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>2) 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。</p> <p>3) 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。</p> <p>(地域未発生期) 北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態</p> <p>(地域発生早期) 北海道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態</p> <p>(地域感染期) 北海道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態 (感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 医療体制を維持する。</p> <p>2) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減策に切り替えます。</p> <p>2) 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、国及び北海道と連携しながら、市として実施すべき対策の判断を行います。</p> <p>3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。</p> <p>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。</p> <p>5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめるよう努めます。</p> <p>6) 欠勤者の増大が予測されますが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続するよう努めます。また、その他の社会活動をできる限り継続するよう努めます。</p> <p>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。</p> <p>8) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。</p>

## (1) 実施体制

### (1)-1 基本的対処方針の変更

北海道では、国が国内感染期に入ったことにより基本的対処方針を変更した場合は、速やかに国の方針に沿った対処方針を決定します。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市対策本部等において関係部局間の連携を強化し、全庁一体となった新型インフルエンザ等対策を推進します。

### (1)-2 緊急事態宣言が出された場合の措置

- ① 市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、北海道に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、道行動計画及び市行動計画に基づき必要な新型インフルエンザ等対策を実施します。
- ② 市は、緊急事態宣言が出された場合、特措法第34条に基づき、速やかに市対策本部を設置します。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条及び第39条の規定に基づき、北海道及び他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 サーベイランス・情報収集

北海道では、サーベイランス・情報収集に関して次のとおり対策を行います。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

- ① サーベイランス
  - ・北海道は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階において、国が新型インフルエンザ等患者等の全数把握について都道府県ごとに対応することと決定した際は、当該決定に応じたサーベイランスを実施します。
  - ・北海道は、学校等における集団発生の把握の強化については、国の決定に従い通常のサーベイランスに戻します。
- ② 調査研究
  - ・北海道は、国が実施する感染経路や感染力、潜伏期等の情報収集・分析や新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や重症者の症状・治療法と病状の進行等、対策に必要な調査研究と分析を活用し、対策に反映させます。

**(3) 情報提供・共有**

## (3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、北海道等と連携して、市民に対して、国内・道内・市内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供します。
- ② 市は、引き続き、北海道等と連携して、市民一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、道内・市内の流行状況に応じた医療体制を周知するとともに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。
- ③ 市は、引き続き、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映します。
- ④ 患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点を考慮し、北海道等と連携し、あらかじめ決定した基準及び手順で公表します。

## (3)-2 情報共有

市は、国や北海道、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針・理由等の迅速な伝達と、地域の状況把握を行います。

## (3)-3 相談窓口体制の充実・強化

市は、国からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制の充実・強化に努めます。また、状況の変化に応じた国のQ&Aの改定版の配布を受け、相談対応に活用します。

**(4) まん延防止に関する措置**

## (4)-1 まん延防止策

- ① 市は、北海道等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。また、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
- ② 市は、北海道等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国が必要に応じ示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を学校等に周知するとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請します。

- ③ 市は、北海道等と連携し、公共交通機関事業者等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ④ 市は、国からの要請に基づき、北海道等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請します。

#### (4)-2 緊急事態宣言が出された場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、北海道が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じます。

- ・外出自粛の要請に係る周知

北海道が、市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、住民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市は、市民、事業者等へ迅速に周知徹底を図るよう努めます。

- ・施設の使用制限の要請に係る周知

北海道が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

- ・職場における感染対策の徹底の要請に係る周知

北海道が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合は、市は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図るよう努めます。

(緊急事態宣言が出された場合において、北海道が必要に応じて講ずる措置)

・道は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定め、生活維持に必要な場合を除いてみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請します。政府行動計画では、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられるとしています。

・道は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行います。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行います。道は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

・道は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行います。同項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。同項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、道民の生命・健康の保護、道民生活・道民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、同条第3項に基づき、指示を行います。道は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。

**(5) 予防接種**

## (5)-1 予防接種

- ① 緊急事態宣言が出されていない場合  
市は、特定接種を継続するとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。
- ② 緊急事態宣言が出された場合の措置  
市は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を進めます。

**(6) 医療**

## (6)-1 患者への対応等

北海道は、国からの要請に基づき、次のとおり措置を講ずることから、市は、その動向を十分留意しつつ、適宜、協力します。

（地域未発生期、地域発生早期における対応）

- ① 帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等が実施されるよう努めます。
- ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とします。

（地域感染期における対応）

- ① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、関係機関・団体等と調整の上、新型インフルエンザ等の患者の診察を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行われるよう努めます。また、市町村とともに関係機関と調整の上、病診連携を始め、医療機関の連携を図り、地域全体で医療体制が確保されるよう努めます。
- ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知します。
- ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等による送付することについて、国が示す対応方針を周知します。
- ④ 関係機関・団体等と調整の上、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫の状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう努めます。

(6)-2 医療機関への情報提供

北海道は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供することとしていることから、市は、その動向に十分留意しつつ、適宜、協力します。

(6)-3 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び北海道と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

(6)-4 緊急事態宣言が出された場合の措置

市は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、北海道が必要に応じて行う臨時の医療対策に関し、協力を行います。

## **(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

(7)-1 要援護者対策

市は、新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な要援護者について、要援護者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び北海道と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

(7)-2 事業者の対応

市は、市内事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するよう要請します。

(7)-3 市民・事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

(7)-4 遺体の火葬

- ① 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。
- ② 市は、区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。



## (7)-5 緊急事態宣言が出された場合の措置

市が緊急事態宣言の区域に指定された場合は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を講じます。

## (7)-5-1 水の安定供給

水道事業者である市は、市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

## (7)-5-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

市は、国及び北海道において把握した事業者のサービス提供水準に係る状況について、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性があり、それを許容すべきことを呼びかけます。

## (7)-5-3 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、国と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ② 市は、国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

## (7)-5-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を関係機関等と連携し状況に応じて行います。

## (7)-5-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、火葬炉を可能な限り稼働させます。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

(緊急事態宣言が出された場合において、北海道が必要に応じて講ずる措置)

・業務の継続等

指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行います。

・電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である道、市町村、指定（地方）公共機関等は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

・運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

・サービス水準に係る道民への呼びかけ

道は、国と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、道民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

・緊急物資の運送等

道は、緊急の必要がある場合には、国と連携し、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。

・物資の売渡しの要請等

- ① 道は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し、物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とします。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用します。
- ② 道は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じます。

・生活関連物資等の価格の安定等

- ① 道及び市町村は、道民生活及び道民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、国と連携しながら、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防

止等の要請を行います。

- ② 道及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国と連携しながら、道民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、道民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 道は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は、生じるおそれがあるときは、国に対し、備蓄している物資の活用の検討について依頼します。
- ④ 道及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国と連携しながら、適切な措置を講じます。

・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

道は、市町村が国からの要請に基づき実施する在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に協力します。

・犯罪の予防・取締り

混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、国から北海道警察に対し、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう指導等が行われた場合は、これに協力します。

・埋葬・火葬の特例等

- ① 道は、国からの要請に基づき、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請します。
- ② 道は、国からの要請に基づき、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請します。
- ③ 道は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

## 5 小康期

概要
<p><b>【状態】</b></p> <p>1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 2) 大流行はいったん終息している状態</p>
<p><b>【目的】</b></p> <p>1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p><b>【対策の考え方】</b></p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供します。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。</p>

### (1) 実施体制

#### (1)-1 対処方針の変更

市は、小康期に入ったことにより、国の基本的対処方針及び北海道の対処方針に変更があった場合は、市の対処方針を変更します。

#### (1)-2 緊急事態宣言解除

市は、国が緊急事態解除宣言を行ったときは、対策を見直すなど所要の措置を講じません。

#### (1)-3 対策の評価・見直し

市は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国が実施する政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、北海道が実施する道行動計画等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直しを行います。

#### (1)-4 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言が出された時に、速やかに市対策本部を廃止します。

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

市は、国、北海道、WHO（世界保健機関）等の機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集するよう努めます。

### (2)-2 サーベイランス

- ① 北海道では、インフルエンザに関する通常のスーベイランスを継続します。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するよう努めるとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。
- ② 北海道は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化します。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対して、第一波の終息と流行の第二波の可能性やそれに備える必要性などについて、適宜必要な情報を提供します。
- ② 市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報の内容等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行います。

### (3)-2 情報共有

市は、国、北海道、関係機関等との双方向の情報共有の体制を維持し、流行の第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握するとともに、現場の状況把握を行います。

### (3)-3 相談窓口の体制の縮小

市は、国からの要請に基づき、相談窓口の体制を縮小します。

## (4) まん延防止に関する措置

### (4)-1 まん延防止に関する措置

市は、北海道等と連携し、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する国の見直しを市民に周知します。

**(5) 予防接種**

## (5)-1 緊急事態宣言が出されていない場合

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。

## (5)-2 緊急事態宣言が出されている場合

市は、特措法第46条に基づく住民接種を進めます。

**(6) 医療**

## (6)-1 医療

北海道では、医療に関して次のとおり対策を行います。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## ① 医療体制

・北海道は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻します。

## ② 抗インフルエンザウイルス薬

・北海道は、国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関等に対し周知します。

・北海道は、流行の第二波に備え、必要に応じ、国と連携し、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行います。

## ③ 緊急事態宣言が出されている場合の措置

・北海道は、国の方針に基づき、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止します。

**(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保**

## (7)-1 市民・事業者への呼びかけ

① 市は、北海道等と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を市民に呼びかけます。

② 北海道では、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請します。市は、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

## (7)-2 緊急事態宣言が出されている場合の措置

## ① 業務の再開

北海道は、国が全国の事業者に対して行う業務再開に関する周知に協力し、円滑に事業活動が再開されるよう努めます。市は、北海道等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、北海道等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力します。

また、北海道は、国が指定公共機関及び登録事業者に対して行う被害状況等の確認要請等に協力するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行いますので、市はその取組等に適宜、協力します。

## ② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

市は、国、北海道、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

## 【用語解説】

※アイウエオ順

### ア行

#### ○ アジアインフルエンザ

1957年から1958年にかけてパンデミックを起こしたインフルエンザで、「アジアかぜ」とも呼ばれ、全世界で200万人以上が死亡したと推定されている。病原体は、A型インフルエンザ（H2N2）である。

#### ○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いからA型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### カ行

#### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

#### ○ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと（感染症法第6条第12項）。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局

#### ○ 感染症の定義及び類型

[新感染症]：人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明



らかに異なり、その伝染力及びり患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症

[一類感染症]：感染力及びり患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症（例：エボラ出血熱、ペスト等）

[二類感染症]：感染力及びり患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症（例：急性灰白髄炎、ジフテリア等）

[新型インフルエンザ等感染症]

・新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ

・再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したもの

[三類感染症]：感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症（例：腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）

[四類感染症]：人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症（例：A型肝炎、狂犬病等）

[五類感染症]：国の感染症発生動向調査に基づき発生動向を把握する、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症（例：インフルエンザ、麻しん、梅毒等）

[指定感染症]：既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類まで又は新型インフルエンザ等感染症に準じた対応の必要が生じた感染症

#### ○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者の人権を尊重しつつ、良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するため制定された法律

感染症を感染力、重篤性等から類型化し、各類型ごとに入院、就業制限等で適切な措置を講ずることができるようにし、患者の行動制限に際しての人権尊重の観点からの体系的な手続保障が組み込まれている。

#### ○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

#### ○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療す

る体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等感染症発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令に定める要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと。新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨と緊急事態措置について、実施すべき期間、区域及び概要を定めて公示するもの（特措法第32条）

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を上記宣言の際に公示した期間（最大3年）や区域において実施するもの

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具

エアロゾル、飛まつなどの暴露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

サ 行

○ 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第7項第2号）

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法

に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定（地方）公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造や販売、電気やガス等の供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で国及び都道府県知事が指定する機関で、新型インフルエンザ等が発生したときに国や地方公共団体と連携して新型インフルエンザ等対策の的確な実施が求められている。

（指定公共機関：特措法 第2条第6項、指定地方公共機関：特措法第2条第7項）

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

○ 死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数の割合

○ 人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。（感染症法第6条第7項第1号）

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症法とあいまって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るための法律

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。（感染症法第6条第9項）

○ 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合の予防接種法第6条第3項で規定する予防接種

B類疾病（二類疾病：インフルエンザ）にかかった場合の病状の程度を考慮して、まん延予防上緊急の必要があると認めるときに厚生労働大臣が定めるもので、対象者、期日又は期間を指定して、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示するもの

なお、本計画では、緊急事態宣言がされた場合は、予防接種法第6条第1項又は第2項の「臨時の予防接種」を行うこととなる。

○ スペインインフルエンザ

1918年から1919年にかけてパンデミックを起こしたインフルエンザで、「スペインかぜ」とも呼ばれ、全世界で全人口の25%から30%が罹患し、約4,000万人が死亡し、日本においても約2,300万人が罹患し、約39万人が死亡したといわれている。病原体は、A型インフルエンザ（H1N1亜型）である。

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

タ 行

○ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合

○ 登録事業者

医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（特措法第

## 28条第1項)

### ○ 特定接種

政府対策本部長の指示により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者であってこれらの業務に従事するもの（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員及び地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。（特措法第28条第1項）

### ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

### ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## ナ行

### ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者のこと。感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ハ行

### ○ 発病率

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに暴露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）

○ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

ラ 行

○ 臨時の予防接種

予防接種法第6条第1項又は第2項による予防接種

A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもので、まん延予防上緊急の必要があると認められるときに実施される予防接種（本計画上においては、緊急事態宣言が出された場合に実施するものとしている。）（特措法第46条）



## 江別市

総務部 総務課参事（危機対策・防災担当）

〒067-8674 江別市高砂町6番地

TEL011-381-1407（直通）

健康福祉部 保健センター

〒067-0004 江別市若草町6番地の1

TEL011-385-5252（保健センター）